



市 章

# 大津市公報

平 成 29 年 5 月 15 日  
号 外 ( 第 30 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 教育委員会規則

- 7 大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... 1
- 8 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則..... 1
- 9 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 10 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則..... 2
- 11 大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則..... 3

### 教育委員会告示

- 2 平成28年教育委員会告示第 8 号 ( 個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について ) の一部改正..... 6

## 教育委員会規則

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。  
平成29年 5 月15日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

### 大津市教育委員会規則第 7 号

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例 ( 平成29年条例第19号 ) の施行期日は、平成29年 6 月 1 日とする。

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成29年 5 月15日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

### 大津市教育委員会規則第 8 号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則  
大津市教育委員会公印規則 ( 平成10年教育委員会規則第 1 号 ) の一部を次のように改正する。  
別表第 1 教育機関印の表滋賀県大津市立藤尾幼稚園の項を次のように改める。

削除	17	17	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第 1 職印の表滋賀県大津市立藤尾幼稚園長印の項を次のように改める。

削除	73	72	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第 2 教育機関印の項第17号を次のように改める。

削除  
別表第 2 職印の項第72号を次のように改める。  
(72)  
削除

### 附 則

この規則は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 5 月15日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

**大津市教育委員会規則第 9 号**

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校の通学区域に関する規則 (平成15年教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 項の表藤尾の項及び長等の項を次のように改める。

長等	藤尾小学校の通学区域 長等小学校の通学区域
----	--------------------------

**附 則**

この規則は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

-----

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 5 月15日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

**大津市教育委員会規則第10号**

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則 (平成27年教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第47条の 5 」を「第47条の 6 」に改める。

第 2 条を次のように改める。

( 設置 )

**第 2 条** 大津市立学校に置く協議会及びその対象学校 (法第47条の 6 第 2 項第 1 号に規定する対象学校をいう。

以下同じ。)は、別表に定めるとおりとする。

第 3 条第 1 項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第 4 条第 2 項第 3 号中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第 7 条第 3 項中「会議」を「協議会」に改める。

第 8 条中「第47条の 5 第 3 項」を「第47条の 6 第 4 項」に改め、同条第 4 号中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第 9 条第 2 項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出し中「と情報提供」を削り、同条第 1 項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附則の次に次の別表を加える。

**別表 ( 第 2 条関係 )**

名称	対象学校
真野北小学校学校運営協議会	真野北小学校
日吉台小学校学校運営協議会	日吉台小学校
日吉中学校学校運営協議会	日吉中学校
皇子山中学校学校運営協議会	皇子山中学校

**附 則**

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 (平成29年法律第 5 号。以下「改正法」という。)の施行の日の

前日において改正法第4条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づき指定学校に置かれていた学校運営協議会(以下「旧協議会」という。)の委員であった者は、この規則の施行の日に、改正法第4条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第2項の規定により対象学校の学校運営協議会(以下「新協議会」という。)の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その者が委員に任命されたものとみなされる新協議会に係る対象学校は、その者が任命されていた旧協議会に係る指定学校と同一の学校とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける新協議会の委員の任期は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、改正法の施行の日の前日において旧協議会の委員としての任期が満了することとされていた日をもって満了する。

-----  
大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月15日

大津市教育委員会

教育長 桶 谷 守

**大津市教育委員会規則第11号**

大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校体育施設の開放に関する規則(昭和52年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。  
様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 ( 第 5 条関係 )

学校体育施設使用許可申請書

( 宛先 )

大津市教育委員会教育長

年 月 日

使用者(団体)名				次のとおり、学校体育施設の使用の許可を申請します。
住 所				
代 表 者 氏 名		電 話		
学校体育施設	小・中学校 体育館 ・ 運動場			使用種目

【注意事項】

- 1 体育館と運動場を同時に申請する場合は、必ず申請用紙を分けてください。
- 2 体育施設使用時間及び照明使用時間の開始・終了時刻は、00分又は30分としてください。
- 3 照明使用時間を使用区分(全面又は半面)別に記入してください。
- 4 照明使用時間は、30分以内の使用の場合は0.5時間になります。

使用期日(曜日)	学校体育施設使用時間	人数	使用区分	照明使用時間	使用責任者
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
			全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
			全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
			全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
			全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
			全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
			全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
使用回数計	回	使用人数計	人	照明使用時間計	時間

様式第 2 号 (第 5 条関係)

学校体育施設使用許可申請書

年 月 日

使用者(団体)名				次のとおり、学校体育施設の使用を許可します。  大津市教育委員会教育長 印
住 所				
代 表 者 氏 名		電 話		
学校体育施設	小・中学校 体育館 ・ 運動場			
		使用種目		

【注意】

- 1 記載内容に変更が生じたときは、速やかに連絡すること。
- 2 許可を受けた使用時間及び使用区分を厳守すること。許可を受けていない学校施設には立ち入らないこと。
- 3 学校体育施設の使用後は、「学校体育施設使用状況(結果報告)」に必要事項を記入し、必ず使用期日の属する月の月末までに提出すること。

使用期日(曜日)	学校体育施設使用時間	人数	使用区分	照明使用時間	使用責任者
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面 全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間) 時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面 全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間) 時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面 全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間) 時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面 全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間) 時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面 全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間) 時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面 全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間) 時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面 全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間) 時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
月 日( )	時 分 ~ 時 分	人	全面・半面 全面・半面	時 分 ~ 時 分 ( . 時間) 時 分 ~ 時 分 ( . 時間)	
使用回数計	回	使用人数計	人	照明使用時間計	時間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第 2 号

平成 28 年教育委員会告示第 8 号 ( 個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について ) の一部を次のように改正し、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

平成 29 年 5 月 15 日

大津市教育委員会

教育長 桶 谷 守

第 1 項の表藤尾幼稚園の項を削る。